神戸市私橋整備の助成に関する要綱

神戸市建設局道路管理課

神戸市私橋整備の助成に関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、私人所有に係る橋梁の架け替え及び補修（塗装塗替等）並びに地震や風水害等の災害により被害を受けた際の原形復旧工事（以下「助成工事等」という。）を行う者に対する助成に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年３月神戸市規則第38号）に規定されるもののほか、当該助成金の交付等に関して、必要な事項を定め、もって生活環境の整備及び早期復旧に寄与することを目的とする。

（助成対象となる橋梁の要件）

第２条　この要綱による助成を受けるためには、当該私人所有に係る橋梁は、次の各号の要件をみたしていなければならない。

(1) 不特定多数の市民が利用していること。ただし、原形復旧工事については、被災前から不特定多数の市民が利用し、復旧後も同様に利用されることが確認できること。

(2) 河川の占用工作物として許可をうけていること。

(3) 橋梁の両端が公道または私道に接続していること。

(4) 築造後３年以上経過していること。ただし、地震や風水害等の災害により被害を受けた橋梁の原形復旧工事については、この限りではない。

(5) 橋長２メートル以上であること。

(6) 老朽化が著しいこと。ただし、地震や風水害等の災害により被害を受けた橋梁の原形復旧工事については、この限りではない。

(7) 再助成の場合は、前回の助成後、10年以上経過していること。ただし、地震や風水害等の災害により被害を受けた橋梁の原形復旧工事については、この限りではない。

(8) 関係住民が総意をもって、当該橋梁の架け替えを要望していること。

(9) 次に掲げる者が、当該橋梁の架け替えを承諾していること。

イ　当該橋梁の所有者等の権利者

ロ　橋梁取付部の土地の所有者等の権利者

(10) 原形復旧工事については、当該橋梁の存する区域を所管する建設事務所が、その早期復旧が関係住民の生活基盤の確保のため必要と判断していること。

(11) 橋梁の所有権を法人（ただし，地方自治法第260 条の２第１項の規定により不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長の認可を受けた地縁による団体を除く。）が有していないこと。

２　市長は、特に必要と認めるときは、前項の各号に該当しない橋梁についても助成の対象とすることができる。

（助成金の交付）

第３条　助成金は、前条の要件をみたすとき、予算の範囲内で申請者に交付する。ただし、１件あたりの助成額の上限は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 当該橋梁に公共下水道が添架されており、架け替えを行う場合であって、市長が認めたときは、250万円とする。

(2) 前号以外の場合は、200万円とする。

（助成率および助成の対象となる工事費等の範囲）

第４条　助成率は、次の各号に掲げる率とする。

(1)　当該橋梁に公共下水道が添架されており、架け替えを行う場合であって、市長が認めたときは、助成対象となる費用の６分の５とする。ただし、原形復旧工事のうち災害土砂等の除去等の工事については、助成対象となる費用の３分の１に相当する額とし、１件あたりの助成額の上限を100万円とする。

(2)　前号以外の場合は、助成対象となる費用の３分の２とする。

２　助成対象となる費用の範囲は次の通りとする。

(1) 老朽橋の撤去工事費。

(2) 橋梁の新設工事費及び補修費。ただし、架け替え橋の構造は第５条の通りとする。

(3) 河川管理者から占用許可の条件とされた取付護岸工事費。

(4) 設計費用。ただし、助成する設計費用の上限は、総工事費の４％とする。

(5) 地震や風水害等の災害により被災した橋梁を原形に復旧する工事費。（橋梁上に崩落又は流入した土砂、石、岩及び竹木並びにがれき等（以下「災害土砂等」という。）の除去及び搬出（以下「除去等」という。）に係る費用を含む。）

３　次の各号に掲げる費用は助成しない。

(1) 河川の占用許可に要する費用。

(2) 地上物件、地下埋設物、橋の添架物等の移転等に要する費用。

（架け替え橋の構造）

第５条　架け替え橋は、人の通行の用に供される構造とする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付の申請をしようとする場合には、当該橋梁の所有者が、私橋整備助成申出書（第１号様式）により、市長に申し出て、事前審査及び現地調査を受けなければならない。ただし、当該橋梁の所有者が複数となる場合には、当該所有者で一定の管理組織（自治会若しくは道路愛護会等又はその他すでに組織されたものがある場合にはその組織）をつくり、その代表者が市長に申し出なければならない。

２　事前審査を経た場合、当該橋梁の所有者又はその代表者は、私橋整備助成金交付申請書（第２号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 権利者の承諾書（第３号様式）

(2) 工事設計図書、工事見積書、各種計算書

(3) 河川管理者の占用許可書の写

(4) その他市長が必要と認める書類

３　原形復旧工事に係る助成金の交付申請については、同一災害において、当該助成工事等を施行する一の私橋につき１回を限度とする。

４　原形復旧工事のうち災害土砂等の除去等のみ施行する場合については、第２項に規定する申請を当該工事完了後に行うことができる。その場合、同項に規定する書類に加えて次に掲げる書類を私橋整備助成金交付申請書に添付し、当該工事完了後１ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 災害土砂等の除去等の工事代金の領収書の写し等、業者に災害土砂等の除去等を発注したことが確認できる書類

(2) 災害土砂等の除去等の工事代金の明細内訳書

(3) 災害土砂等の除去前及び除去後の状況が確認できる写真

５　前項の規定により助成工事等の完了後に交付申請が行われた場合、私橋整備助成申出書の提出を受

けた建設事務所は、事前審査を省略することができる。

（私道舗装等助成制度の準用）

第７条　この要綱に規定のない事項は、神戸市私道舗装等の助成に関する要綱を準用する。

（提出書類の様式）

第８条　本要綱に定める以外の書類の様式は、末尾に掲げる第４号様式から第13号様式のとおりとする。

附　　則

この要綱は、昭和52年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、昭和55年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、昭和62年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

私橋整備助成申出書

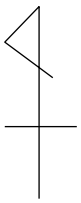
<table>
<tr><td rowspan="4">申出者記載欄</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　あて

申出者　住　所
氏　名　　印
電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">新規助成
再助成　の別等</td><td>(1)　新規
再　助成</td><td>(2)再助成の場合、前回助成は　昭和
平成　年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">橋の概要</td><td>1　橋の長さ、幅員
長さ　　m
幅員　　m</td><td colspan="2">3　築造後の経過年数
年</td></tr>
<tr><td>2　占用許可の有無
有　・　無</td><td colspan="2">4　橋の利用世帯数
世帯</td></tr>
<tr><td colspan="5">調査結果</td></tr>
<tr><td>決裁欄</td><td colspan="4"><table><tr><td>所長</td><td></td><td>副所長</td><td></td><td>係長</td><td></td><td>係長</td><td></td><td>係長</td><td></td><td>係</td><td></td><td></td><td>建設事務所</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">□　上記申出者に対して、助成〈できる／できない〉旨、通知してよろしいか。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">□　要綱第７条第４項の規定により事前審査を省略し、工事完了後の交付申請の提出後に、現地調査のうえ助成の適否を判断することといたしたく。</td></tr>
</table>

私　橋　位　置　図

神戸市　　区　　町　　丁目
　　通



第２号様式（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

私橋整備助成金交付申請書

神戸市長　あて

申請代表者

住　所

氏　名　　㊞

下記の橋を架け替えたいので、関係書類を添えて申請します。なお、本件に関する地元経費負担、橋梁関係諸権利の調整および工事完了後の維持管理については、申請者及び関係権利者が責任をもって処理します。

<table>
<tr><td>架け替え工事
施行場所</td><td colspan="3">神戸市　　区　　町
通　　丁目　　番地先</td></tr>
<tr><td>新規助成・
再助成の別等</td><td colspan="3">(1)｛新規
再｝助成　(2) 再助成の場合、前回の助成は　昭和
平成　　年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事費内訳</td><td>工事内容</td><td>工事量</td><td>工事費</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>工事費合計</td></tr>
<tr><td>助成申請額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事請負業者名</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>社　名</td><td colspan="2">電話</td></tr>
</table>

申請者名簿兼委任状

私橋整備助成金交付申請に関する一切の権限を　　に委任します。

氏　　名	印	住　　所

第３号様式（第６条関係）

権　利　者　の　承　諾　書

神戸市長　あて

代 表 者　　様

権利者

住　所

氏　名　　㊞

（電話　　）

私が権利を有する下記の（橋梁，取付部の土地）について、橋梁の撤去、新設工事が施行されること、及び工事施行後も橋梁を一般通行の用に供することを承諾します。

	橋　　梁	取 付 部 の 土 地
所　　在		
権 利 の 種 別		

第４号様式

神建　　第　　号

平成　　年　　月　　日

様

神戸市長

私橋整備助成金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付をもって、申請のありました私橋整備の助成について、下記により承認することに決定しましたので、通知します。

記

１　助成金額　　金　　円

２　工事施行箇所

神戸市　　区　　町　　丁目　　番地先

３　私橋整備の完了後は、申請書に記載のとおり当該橋梁の機能をそこなわないよう適正に維持管理をして下さい。

第５号様式

神建　　第　　号

平成　　年　　月　　日

様

神戸市長

私橋整備助成金不交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付をもって申請のありました私橋整備の助成については、下記の理由により交付できないのでお知らせします。

記

理　　由

第６号様式

私橋整備助成金交付決定内容変更承認申請書

平成　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

（電話　　）

平成　　年　　月　　日付 神建　　第　　号をもって交付決定のあった私橋整備助成について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

助 成 金 の 額	円　（　　円　）

変 更 の 理 由	（注）助成工事等の施行を必要ならしめた原因をなした負担義務者から費用負担を受領することとなった（協議が終了した）場合には、その受領する額（又は負担割合）を記載すること。

工事内容、工事量又は工事費に変更のある場合は次の表に記載すること。（　）内は変更前の情報を記載すること。

工　事　内　容	工　事　量	工　事　費
（　　）	（　　）	（　　）
（　　）	（　　）	（　　）
（　　）	（　　）	（　　）
（　　）	（　　）	（　　）
	工事費合計	（　　）

添　付　書　類	

第７号様式

神建　　第　　号

平成　　年　　月　　日

様

神戸市長

私橋整備助成金交付決定変更通知書

平成　　年　　月　　日付をもって申請のありました私橋整備助成金交付決定内容の変更について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

助成金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
助成金の額以外で、交付決定内容の変更を承認したもの		
交付の条件		

第８号様式

神建　　第　　号

平成　　年　　月　　日

様

神戸市長

私橋整備助成金交付決定変更却下通知書

平成　　年　　月　　日付をもって申請のありました私橋整備助成の交付決定内容の変更については、下記の理由により承認できないので，お知らせします。

記

理　　由

第９号様式

平成　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

着　　工　　届

下記のとおり着工しましたのでお届けします。

交付決定番号	神建　　第　　号	交付決定 年　月　日	平成　　年　　月　　日
1　工事施行箇所	神戸市　　区　　町　　丁目　　番地から 神戸市　　区　　町　　丁目　　番地まで		
2　工事施行業者	住　所 氏　名		
3　着工年月日	平成　　年　　月　　日		
4　工　　期	自　平成　　年　　月　　日　　至　平成　　年　　月　　日		
5　交付決定額	金　　円		

第10号様式

平成　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

完 了 届　兼　実 績 報 告 書

下記のとおり工事が完了しましたので、その実績を報告します。

交 付 決 定 番 号	神建　　第　　号	交 付 決 定 年　月　日	平成　　年　　月　　日
1　工 事 施 行 箇 所	神戸市　　区　　町　　丁目　　番地から 神戸市　　区　　町　　丁目　　番地まで		
2　工 事 施 行 業 者	住　所 氏　名		
3　完 了 年 月 日	平成　　年　　月　　日		
4　工　　期	自　平成　　年　　月　　日　　至　平成　　年　　月　　日		
5　交 付 決 定 額	金　　円		

様式第11号

神建　　第　　号

平成　　年　　月　　日

様

神戸市長

私橋整備助成金額確定通知書

平成　　年　　月　　日付 神建　　第　　号で交付決定のあった私橋整備助成について、助成金額を確定したので通知します。

記

助成金等の確定額	円
特　記　事　項	

様式第12号

私 橋 整 備 助 成 金 請 求 書

請 求 金 額	円

上記のとおり、助成金を交付されたく請求します。

平成　　年　　月　　日

神戸市長　あて

申請者（申請代表者）

住　所

氏　名　　㊞

（添付書類）

振込先口座

金融機関名	（　　）　銀　行 信用金庫 信用組合 農　協	・本　店　　・　本　所 ・（　　） 支店、支所、出張所
預 金 種 目	１．普通　　２．当座　　その他（　　）	
口 座 番 号		
口 座 名 義		

（注）口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状（様式第13号）を提出すること。

様式第13号

私 橋 整 備 助 成 金 受 領 委 任 状

平成　　年　　月　　日

神戸市長　あて

委任者

住　所

氏　名　　㊞

私は、下記１の受任者を代理人と定め、下記２の私橋整備助成金に係る金額の受領を委任します。

記

１．受任者

住　　所

団　体　名

代 表 者 名　　印

２．受領委任する金額

金　　円

３．振込先口座

金融機関名	（　　）　銀　行 信用金庫 信用組合 農　協	・本　店　　・　本　所 ・（　　） 支店、支所、出張所
預 金 種 目	１．普通　　２．当座　　その他（　　）	
口 座 番 号		
口 座 名 義		

（注）受任者名と一致している口座名義を記入すること。

神戸市私橋整備の助成に関する要領

（目　的）

第１条　この要領は、神戸市私橋整備の助成に関する要綱（以下「要綱」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成要件）

第２条　要綱第１条並びに第２条第１項第１号及び第２号の各要件の取扱いは、それぞれ次の通りとする。

(1) 不特定多数の市民が利用している橋梁とは、特定の個人（または法人）の専用橋ではなく、おおむね10戸以上の居住している住居があり、これらの市民が日常生活のため利用している橋梁（ただし、原形復旧工事の場合、被災前から10戸以上の居住世帯のある住居があり、復旧後も引き続きこれらの市民が日常生活のため利用することが確認できる橋梁）をいう。

(2) 河川の占用許可については、事前申請の時点では、許可がなくても本申請までに許可を取ればよい。

(3) 小規模な補修工事は、助成対象としない。

(4) 塗装塗替とは、鋼橋を腐食から予防するための塗装塗替のことをいう（高欄の塗装塗替を含む）。

（架け替え橋の構造等）

第３条　架け替え橋の構造等は、原則として、市の標準に準拠しなければならない。

２　架け替え橋は、橋長２メートル以上とする。

（私道舗装等助成制度の要領の準用）

第４条　この要領に規定のない事項は、神戸市私道舗装等の助成に関する要領を準用する。

附　　則

この要領は、昭和52年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成18年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。